

常盤狩猟鳥獣捕獲禁止区域指定の概要

1 名称 常盤狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ・イノシシを除く）

2 区域

大町市常盤、親沢地籍の林道親沢線より分岐する餓鬼岳登山道起点を起点とし、同点から白沢沿いの登山道を餓鬼岳方面に西進し、国有林界に至り、同界を北進し、大町市平地籍の前越平に至り、前越平の共有林北縁に達したところで同共有林界を東進し、林道前越線を横断し、更に同共有林界の尾根を東進後、同南東進し、標高 1526m のピークに至り、同ピークから北上する尾根（平地籍と常盤地籍の境界）を北進後、標高 1292m のピークを経て北東進し、渋沢東（標高 1208.6m）ピーク南側直下の鞍部に至り、同鞍部から南東斜面（常盤地籍）の沢を南東進し、林道仏崎線終点にある谷止工（昭和 47 年度 復旧治山工事第 151 号）に至り、同谷止工から同林道終点を横断し、同林道終点山側の沢を尾根に向かって南進し、同尾根上に至り、同地点から尾根南側の沢に向かって更に南進し、同沢の二股の分岐点に至り、同分岐点から南西側にのびる沢を南西進し、標高 1219m ピーク西側直下の鞍部に至り、同鞍部から尾根上を東進し、標高 1219m ピークに至り、同ピーク南東側の沢を南東進し、林道九津線終点の谷止工（昭和 48 年度復旧治山工事第 7 号）に至り、同谷止工右岸側の尾根を北西進し、標高 1289m のピークに至り、同ピーク南側にのびる尾根を南進し、中の沢に至り、同地点から南西側にのびる沢を南西進し、標高 1299m ピーク西側直下の鞍部に至り、同鞍部から尾根南側の沢を南進し、林道内山線終点にある谷止工（昭和 48 年度 復旧治山工事第 139 号）に至り、同谷止工から南西側にのびる沢を南西進し、標高 1309m ピーク西側直下の鞍部に至り、同鞍部から下一区有林内の沢を南進後、更に同沢沿いに南西進し、下一区有林内作業道に至り、同作業道を林道親沢線からの分岐点まで進み、同分岐点に至り、同分岐点から林道親沢線を同林道終点方向に北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積 6 6 7 ヘクタール）

3 存続期間

令和 8 年（2026 年）11 月 1 日から令和 13 年（2031 年）10 月 31 日まで
（5 年間）

4 指定目的

大町市南西部に位置する鍬ノ峰（1,623m）を中心とし、国設北アルプス鳥獣保護区の東端に隣接する。標高の高い箇所はクロベ－ヒメコマツ群落、低い箇所はクリ－ミズナラ群落および一部カラマツの人工林等があり、鳥獣にとっての良好な生育環境を備えた地域であり、多様な鳥獣が生息している。

一方、近年はニホンジカやイノシシの生息数が増加しており、近接農地ではこれら野生動物による農作物被害や農地の掘り起こし等が発生している。

このため当該区域において、狩猟によるニホンジカとイノシシの捕獲を可能とする一方、それ以外の鳥獣を保護する区域として指定し、農林被害の軽減と鳥獣全般の保護の両立を図ることを目的とする。

5 管理方針

農林業被害の軽減を図るため、狩猟期間におけるニホンジカとイノシシの捕獲を可能とし、狩猟による個体数の減少を図る。

大町市等の関係機関と十分な連携を図りながら周辺農地における被害状況を把握し、狩猟期間以外においては有害鳥獣捕獲等により効果的な捕獲を実施する。

また、ニホンジカ・イノシシ以外の鳥獣の保護を図るため、指定目的の周知徹底を行い、他の鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう定期的な巡視、看板の設置等により生息地の環境を適切に保持する。

6 区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 667ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 667 ha

農耕地 - ha

水 面 - ha <干潟 - ha>

その他 - ha

イ 所有者別内訳

国有地 - ha

{	国有林	{	林野庁所管	- ha	{	制限林	-ha	{	保安林	- ha
			文部科学省所管	- ha		普通林	- ha		砂防指定地	- ha
			国有林以外の国有地						その他	- ha

地方公共団体有地	82 ha	{	都道府県有地	- ha
			市町村有地等	82 ha

私有地等 585 ha

公有水面 - ha

一級河川（河川法第9条2項の区間を除く）の河川区域 -ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域	- ha	{	自然環境保全地域特別地域	-ha
			自然環境保全地域普通地域	-ha

自然公園法による地域	- ha	{	特別保護地区	-ha
			特別地域	-ha
			普通地域	-ha

文化財保護法による地域 - ha

7 区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 区域の位置

大町市南西部に位置する鍬ノ峰（1,623m）を中心とし、標高 930m 以上の区域で、国設北アルプス鳥獣保護区の東端に隣接する。

イ 地形、地質等

花崗岩、花崗閃緑岩を主体とし、鍬ノ峰を主稜とした急峻な地形である。

ウ 植物相の概要

クロベ－ヒメコマツ群落、ツガ－コカンスゲ群落及びはクリ－ミズナラ群落一部カラマツの人工林等の林相を呈しており、下層植生も豊かで多様な植物相を有している。

エ 動物相の概要

里山林縁部から低山帯の森林環境に生息する動物相となっている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

ドバト、○キジバト、○スズメ、ハシブトカラス、○ハシボソカラス、ヒヨドリ、ムクドリ、○ヤマドリ、○キジ

イ 獣類

ニホンカモシカ（特天）、○ニホンジカ、○イノシシ、ツキノワグマ、ニホンザル、ノウサギ、ニホンリス、キツネ、タヌキ、イタチ、テン

※○は当該地域で一般的に見られる鳥獣種。

※アンダーラインの引かれた鳥獣は、法第7条第5項第1号の規定により特に保護を図ることが必要として定めた鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

(3) 主な農林業被害の状況

常盤地籍の農地（水田、畑）では、ニホンジカ・イノシシによる食害や、踏み荒らし、掘り起こしによる被害が発生している。一部農地では、個々の畑に防護柵を設置しているが、侵入されることも多い。大町市では有害捕獲を実施しているが、動物は移動するため被害を与える獣類の激減までは至っていない。

当該区域が位置する大町市における過去3か年間の鳥獣被害及び鳥獣捕獲数は以下のとおり。

令和4年度

加害鳥獣	被害作物名	被害金額 (千円)	許可捕獲(個体数調整含む)		狩 猟 捕獲数
			許可件数	捕獲数	
ニホンジカ	稲、野菜、果樹	2,793	1	108	56
イノシシ	稲、野菜、雑穀	1,814	1	21	41
ニホンザル	野菜、雑穀	641	1	248	
カモシカ	野菜、造林木	0	0	0	
ツキノワグマ	果樹、野菜	0	1	0	1
その他獣類	稲、野菜、果樹、雑穀	2,607	4	61	20
鳥類	稲、野菜、果樹、雑穀	3,742	6	228	49

※被害金額は、当該地域を含む大町市の合計

令和5年度

加害鳥獣	被害作物名	被害金額 (千円)	許可捕獲(個体数調整含む)		狩 猟 捕獲数
			許可件数	捕獲数	
ニホンジカ	稲、野菜、果樹	4,482	1	122	78
イノシシ	稲、野菜、雑穀	1,336	1	54	72
ニホンザル	野菜、雑穀	639	1	168	
カモシカ	野菜、造林木	0	0	0	
ツキノワグマ	果樹、野菜	0	6	6	2
その他獣類	稲、野菜、果樹、雑穀	774	4	75	20
鳥類	稲、野菜、果樹、雑穀	3,180	6	75	61

※被害金額は、当該地域を含む大町市の合計

令和6年度

加害鳥獣	被害作物名	被害金額 (千円)	許可捕獲(個体数調整含む)		狩 猟 捕獲数
			許可件数	捕獲数	
ニホンジカ	稲、野菜、果樹	5,032	1	146	114
イノシシ	稲、野菜、雑穀	1,060	1	23	48
ニホンザル	野菜、雑穀	258	1	138	
カモシカ	野菜、造林木	0	0	0	
ツキノワグマ	果樹、野菜	0	6	9	0
その他獣類	稲、野菜、果樹、雑穀	1,681	4	99	0
鳥類	稲、野菜、果樹、雑穀	2,908	6	92	37

※被害金額は、当該地域を含む大町市の合計

(長野県農政部実施：野生鳥獣農作物被害状況調査)

8 指定及び維持管理に関する事項

案内板 1 基
木 標 本
制 札 本
補助版 枚

〈添付書類〉

- 1 常盤狩猟鳥獣捕獲禁止区域図
- 2 常盤狩猟鳥獣捕獲禁止区域説明図
- 3 常盤狩猟鳥獣捕獲禁止区域利害関係者名簿

大町市常盤地区 ニホンジカによる農業被害状況



カシューナッツ食害



稲食害・踏み荒らし状況



りんごの木食害

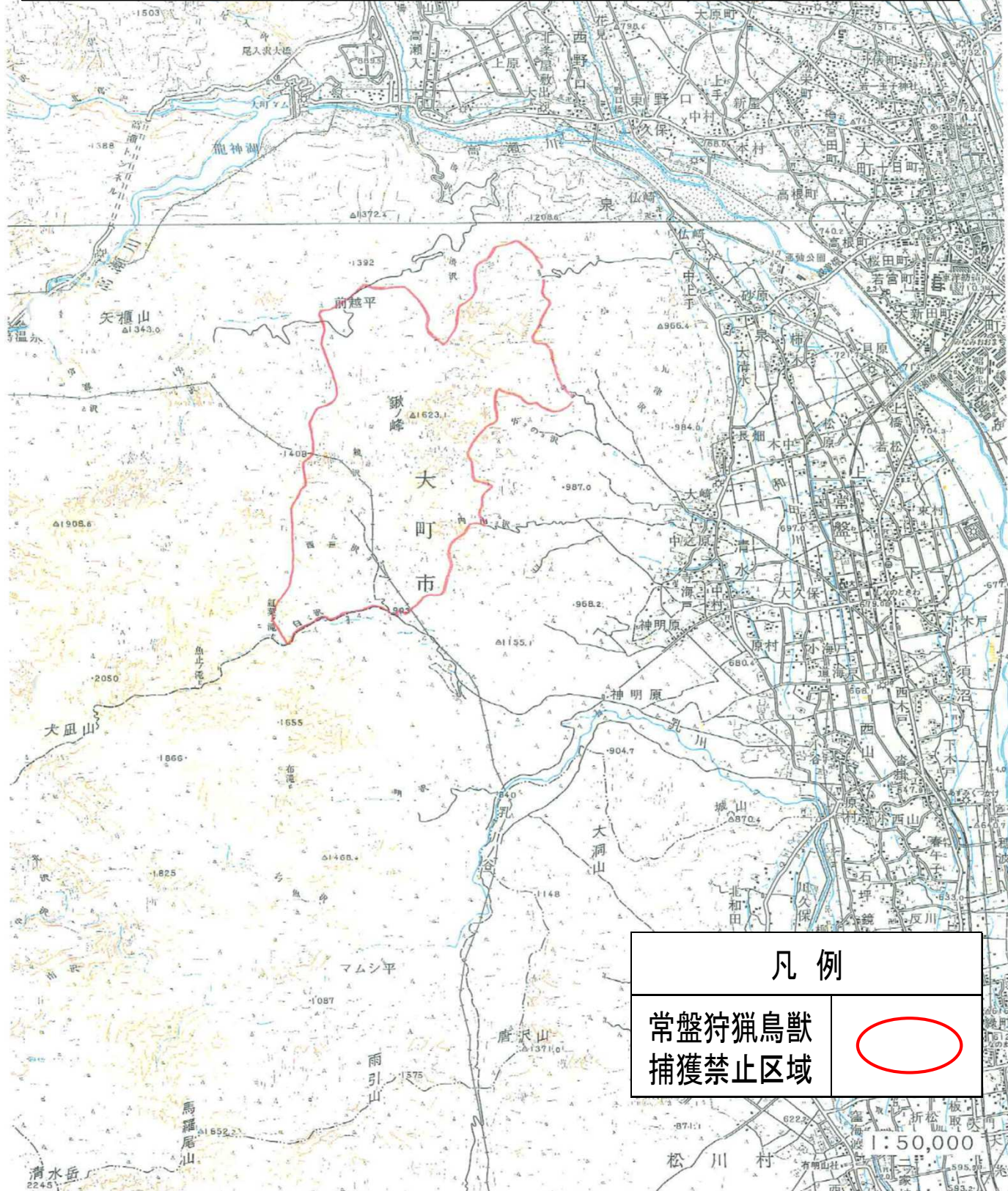


冬期間に度重なる農地への
出没・踏み荒らし状況

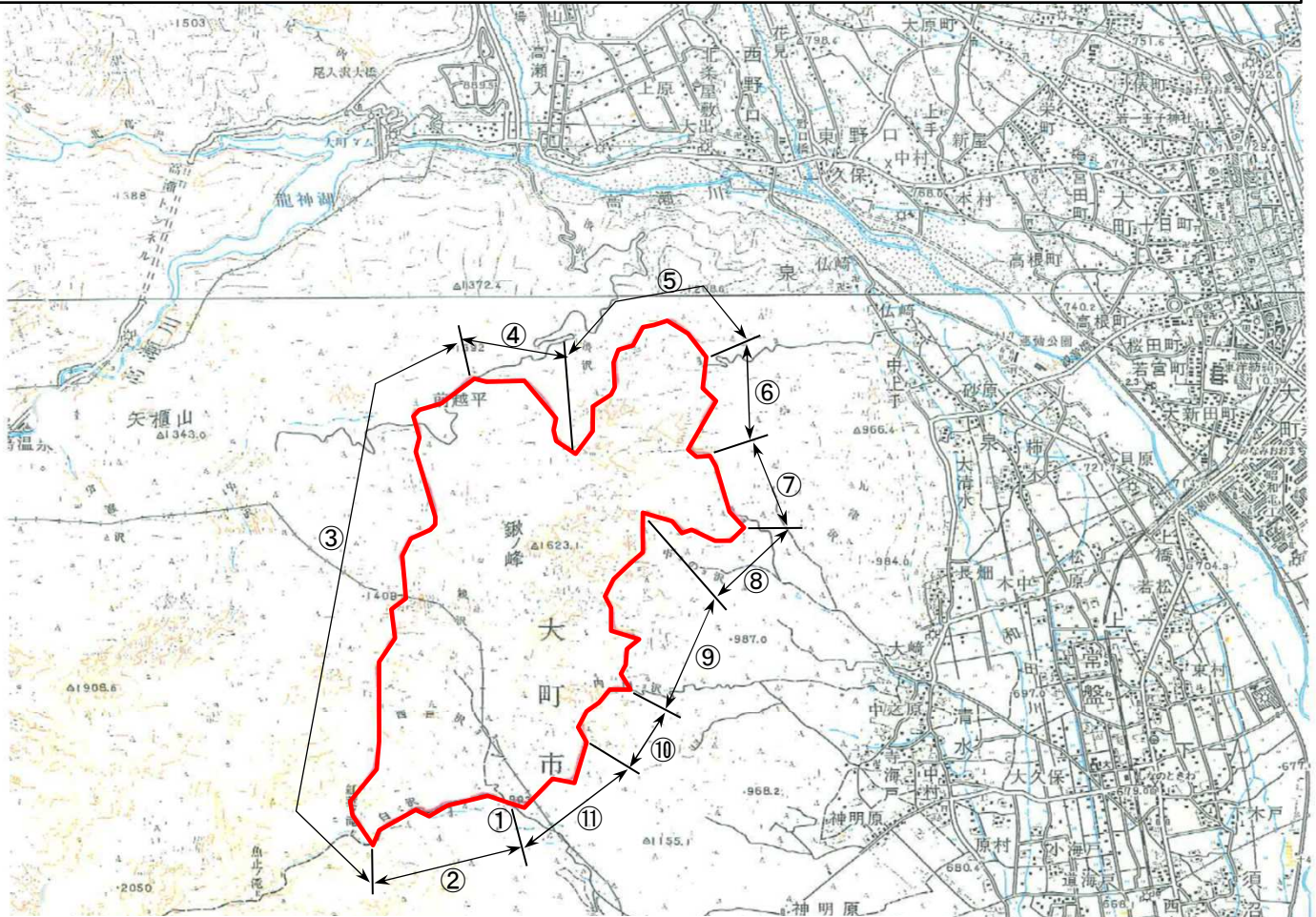
大町市常盤地区 イノシシによる掘り起こし被害状況



常盤狩猟鳥獣捕獲禁止区域(ニホンジカ・イノシシを除く) 区域図



常盤狩猟鳥獣捕獲禁止区域(ニホンジカ・イノシシを除く) 区域説明図



- ①大町市常盤、親沢地籍の林道親沢線より分岐する餓鬼岳登山道起点を起点とし、
- ②同点から白沢沿いの登山道を餓鬼岳方面に西進し、国有林界に至り、
- ③同界を北進し、大町市平地籍の前越平に至り、
- ④前越平の共有林北縁に達したところで同共有林界を東進し、林道前越線を横断し、更に同共有林界の尾根を東進後、同南東進し、標高1526mのピークに至り、
- ⑤同ピークから北上する尾根(平地籍と常盤地籍の境界)を北進後、標高1292mのピークを経て北東進し、渋沢東(標高1208.6m)ピーク南側直下の鞍部に至り、同鞍部から南東斜面(常盤地籍)の沢を南東進し、林道仏崎線終点にある谷止工(昭和47年度 復旧治山工事第151号)に至り、
- ⑥同谷止工から同林道終点を横断し、同林道終点山側の沢を尾根に向かって南進し、同尾根上に至り、同地点から尾根南側の沢に向かって更に南進し、同沢の二股の分岐点に至り、同分岐点から南西側にのびる沢を南西進し、標高1219mピーク西側直下の鞍部に至り、同鞍部から尾根上を東進し、標高1219mピークに至り、
- ⑦同ピーク南東側の沢を南東進し、林道九津線終点の谷止工(昭和48年度復旧治山工事第7号)に至り、
- ⑧同谷止工右岸側の尾根を北西進し、標高1289mのピークに至り、
- ⑨同ピーク南側にのびる尾根を南進し、中の沢に至り、同地点から南西側にのびる沢を南西進し、標高1299mピーク西側直下の鞍部に至り、同鞍部から尾根南側の沢を南進し、林道内山線終点にある谷止工(昭和48年度 復旧治山工事第139号)に至り、
- ⑩同谷止工から南西側にのびる沢を南西進し、標高1309mピーク西側直下の鞍部に至り、
- ⑪同鞍部から下一区有林内の沢を南進後、更に同沢沿いに南西進し、下一区有林内作業道に至り、同作業道を林道親沢線からの分岐点まで進み、同分岐点に至り、同分岐点から林道親沢線を同林道終点方向に北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

凡 例

常盤狩猟鳥獣
捕獲禁止区域



常盤狩猟鳥獣捕獲禁止区域 利害関係者名簿

所属・職名	氏名	指定の賛否
大町市長	牛越 徹	賛成
北アルプス森林組合 代表理事組合長	割田 俊明	賛成
大北農業協同組合 代表理事組合長	武井 宏文	賛成
大北地区猟友会平支部長	西澤 清	賛成
大北地区猟友会常盤支部長	中山 靖基	賛成
大町市泉自治会長	栗林 俊博	賛成
大町市清水自治会長	川上 浄明	賛成
大町市野口自治会長	工藤 倉一	賛成
大町市観光協会長	遠藤 高弘	賛成
計	9名	